

デイサービスセンターもんじゅ 利用料金表

指定通所介護事業所(予防を含む) 通常規模型事業所(1日定員:30名) 事業所番号:1870100169 営業日 月～土 営業時間 9:00～16:30		介護予防通所介護費 (月額単位)	通所介護費 (日額単位)		
			提供時間 7～9時間	提供時間 5～7時間	
基本料	要支援1	1,647	-	-	
	要支援2	3,377	-	-	
	要介護1	-	656	572	
	要介護2	-	775	676	
	要介護3	-	898	780	
	要介護4	-	1,021	884	
	要介護5	-	1,144	989	
加算	実施加算	運動器機能向上加算	225		
		個別機能訓練加算(Ⅱ)	-		
		入浴介助加算	(基本料に含)		
	体制加算	サービス提供体制強化加算Ⅰ(Ⅰ)	要支援1	72	18
			要支援2	144	
		中重度者ケア体制加算	-	45	
		事業所評価加算(注1)	120	-	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に40/1000を乗じた単位数			

【基本料・加算について】…介護保険給付対象となる費用です

- 上表の単位は、厚生労働大臣が定める基準によるものでご利用者の負担分(目安)となります。
- 送迎料金は「基本料」に含まれます。要支援認定の方は入浴料金も基本料金に含まれます。
- 利用者の方の送迎に事業所が関与しなかった場合は、片道あたり=47単位を減算します。(要介護1～5の方に限ります)
- 【要支援認定の方】ご利用回数は、要支援1の方→1回/週、要支援2の方→2回/週が原則となります。
- 実際に利用者の方から頂く利用料金額は、所定単位数(基本料+加算の合計)に介護職員処遇改善加算の単位数を加え、地域区分単価(：福井市・7級地)=10.14円を乗じて算定し、ご利用者様分の負担は「介護保険負担割合証」に準じたその額分(1割もしくは2割)となります。

(注1)…事業所評価加算(要支援のみ)は、算定基準に適合した該当年度のみ算定となります。27年度は非該当です。

利用料	金額
昼食代	550
おやつ・喫茶代	50
紙オムツ・紙パンツ代(1枚)	100
尿取りパッド(1枚)	20
教養娯楽費	実費

【利用料について】…介護保険適用外であり、全額自己負担となる費用です

※排泄用品は当事業所のものをご使用の場合に領収しますが、基本的にはご持参下さい。

※教養娯楽費とは、レクリエーション活動にかかる費用で、材料費や外出行事などで実費が発生した場合のみ領収します。

※以上、平成27年8月1日より適用